

修正の趣旨

関係法令の改正や国の防災基本計画の修正、大阪府における防災対策等の検討状況、さらには、令和6年能登半島地震を踏まえた本市における防災対策等を反映し、本市の防災・減災対策の一層の強化・推進を図る。

主な修正項目

令和6年能登半島地震を踏まえた修正

○水の確保

- ・ 下水処理水を避難所等へ運搬できるよう事前に関係事業者等と協定締結、災害時協力井戸制度の活用

○避難所等の適切な運営

- ・ 関係機関・団体と連携し、無料で利用できる一般公衆浴場での入浴支援やクリーニング事業者での洗濯支援を実施
- ・ 家庭動物の一時預かり等、獣医師会や動物取扱事業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、協定の締結に努める

○避難所の確保等

- ・ 避難の長期化に伴う衛生管理等に向け、要配慮者等が2次避難先として民間宿泊施設等を活用できるよう協定締結

○備蓄体制の強化

- ・ 津波避難施設への備蓄物資の配備に努める

○受援体制の整備

- ・ 応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペースなど宿泊場所として活用可能な施設等の確保、リスト作成

○被害認定調査業務の効率化及び平準化

- ・ 罹災証明書の発行や応援職員等による支援が円滑に行えるよう、多数の自治体で採用されている被災者支援システムを導入し運用

○帰宅困難者対策

- ・ ターミナル駅周辺の滞留者対策として、一時滞在施設の提供や物資等の支援を行い、交通情報や安否確認もできる大阪防災アプリの利用を呼びかける

など

国、大阪府の動向等を踏まえた修正

○動員基準の追加

- ・ 市域の震度が3以下で、気象庁震度観測点において長周期地震動階級3又は4が観測されたときは4号動員（情報連絡体制）

○国の新たな総合防災情報システムの運用開始を受けた対応

- ・ 防災関係機関との情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を総合防災情報システムに集約できるよう努める

○避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援拠点

- ・ 災害時避難所は在宅避難者等の支援のための拠点となることから、物資の補充等の支援を行う

○被災地への情報伝達、物資輸送

- ・ 衛星通信を活用したインターネット機器による情報伝達、無人航空機等の輸送手段の確保

○輸送体制の整備

- ・ あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受け体制の整備を図るとともに、関係機関、団体等への周知及び普及を図る

など